

公害防止の取組方策の今後のあり方について

環境省では一部の事業所で公害防止体制に綻びが生じていることから公害防止の今後のあり方について中央環境審議会の下部組織で検討を行い、平成22年1月29日に環境大臣に答申されました。今後、この答申に沿って法改正等の措置がとられるものと考えられます。

ここでは、この概要について紹介するとともに環境事故防止のために事業者として何をしなければならないかを考える機会にしたいと思います。

1. 現状

環境問題は公害防止から地球環境問題まで多様化してきていることと事業者、行政共熟達職員の退職等の構造的な変化がみられる。こうした状況下、特定施設の設置届出義務の不履行やデータ改ざん等の不適正事案の発生や環境事故の発生が一向に減らない状況にある。

2. 取組み方策の基本的方向

次の4項目を取組み方策の基本的な方向とする。

- (1) 地域における環境管理の意義とノウハウを継承する。
- (2) 公害防止法令の確実な実施、事業者による自主的取組みを促進する。
- (3) 地方自治体の効果的・効率的な公害防止監視機能を発揮する。
- (4) 地域社会全体による公害防止管理を推進する。

3. 今後の取組みの在り方について

- (1) 事業者による法令遵守の確実な実施
 - ①大気汚染防止法、水質汚濁防止法でデータ改ざん等測定義務違反に罰則を設ける。
 - ②水質汚濁防止法で測定項目、測定頻度で不明確な部分があるがこれを明確にする。
- (2) 事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組みの促進
 - ①排出基準超過時は地方自治体へ届け出るようにする。
 - ②基準を超過しても被害がないときは直罰規定を適用しない。
 - ③業界団体の協力と先進的な取組みに対する表彰制度を導入する。
- (3) 事業者、地方自治体の公害防止体制の高度化
 - 1) 事業者の公害防止体制整備の促進
 - ①国は公害防止ガイドラインの普及と情報提供を行う。
 - ②公害防止管理者制度を的確に運用する。
 - ③研修等を通じて人材育成、行政と事業者のコミュニケーションを促進する。
 - 2) 事業者の公害防止管理の情報の共有
 - ①行政は事業者の公害防止体制を把握し、的確に指導する。
 - ②行政と事業者が協議会等を通じ情報の収集・共有システムを構築することにより相互の信頼関係を構築する。

- 3) 地方自治体の公害防止体制の充実
 - ①行政職員の教育、研修を充実し資質を高める。
 - ②国、地方自治体担当者間の情報、意見交換を促進する。
 - ③国は地方環境研究所等の活動を充実するための支援をする。
- 4) 地域ぐるみの公害防止と環境負荷の低減
 - ①地域社会での情報共有によるオープンな取り組みを促進する。
(事業者の化学物質を含む排出データ等の情報開示により地域として情報を共有する。)
 - ②地域のパートナーシップによる公害防止の取り組みを促進する。
(基準超過した時の説明会開催や工場見学会等を実施し、事業所と地域住民のリスクコミュニケーションを図る。また、水質汚濁対策連絡協議会等を通じて関係者が情報を共有する)
 - ③住民、NPO が持つノウハウを生かした公害防止を促進する。
(経験豊かな自治体、企業の職員が退職により地域に入ってきており、地域と自治体、事業者とをつなぐ役割を担っている。このような人達が地域で経験が生かせるような取り組みをする)
- 5) 排出基準超過、事故時の行政の機動的な対応
 - ①大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件を明確にする。
(人の健康、生活環境への被害発生時に発動することになっているが、継続して排出基準に適合しない時とする)
 - ②水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象物質・施設を拡大する。
(有害物質、油の流出の応急措置と届出を義務付けているが、これの対象物質・施設を拡大する)
- 6) 公害防止法令に基づく事務手続きの合理化
 - ①複数の法令に基づく届出手続きを整備する。
 - ②権限が委譲されている市の範囲の整合化を図る。

4. おわりに

野洲市でも油の流出等環境事故の発生件数はなかなか減ってきてはいません。

国ではこのような事故の発生を少しでも減少させる目的で事業者向けのガイドラインを策定しています。これらを基に環境事故防止のために事業者として何をしなければならないかを考えてみたいと思います。事故を起こせば対応のための出費、人員の動員等に加え、企業イメージの失墜等事業に与えるダメージは甚大です。

御社の状況をもう一度チェックしていただき、事故防止に繋がることを期待しています。

1. 方針の明確化と環境管理組織の構築

事業者は環境管理に関する方針を明確にして、自らが率先して活動することが重要です。しかし、会社は事業者一人で動いているわけではありません。環境管理に関する組織を構築し、これが有効に機能するようにしなければなりません。

2. 管理マニュアルの見直し

自分の事業所ではどのような環境リスクがあるか。このリスクを最小にするためにはどうす

ればよいか。それを行うためには誰が、何を、どのようにしなければならないか等を決めておくことも重要です。これがリスクマネジメントです。しかし、これを行っても100%事故を防止できる訳ではありません。万一、事故が発生した場合、その被害を最小にするために誰が、何を、どのようにしなければならないかを決めておくこともまた重要です。これがクライシスマネジメントです。この二つについてはマニュアルとして整備し、状況の変化にも対応できるように見直しておくことが必要です。またマニュアルに沿った訓練を実施することも被害拡大防止のために有効です。

3. 関係者の連携と意識の向上

環境管理担当者を決めたことだけでは組織を作ったことにはなりません。環境管理は全社で取り組むべき課題なのです。部門ごとの役目を明確にし、関係者が連携して活動できる状況にしておく必要があります。また、従業員や関係機関の人には必要な教育や訓練を行い、事故防止の意識を培っておくことも重要です。

4. 複数のチェック機能

特定施設の設置届出義務の不履行やデータの改ざん等の不適正事案を見ても担当一人に任せ放しで、他の人がチェックしていない例が多くあります。職制における管理者の育成と複数の配置によりチェック機能を働かせることが必要です。このことは、施策が正しい方向に向いているか、その進捗状況はどうか等のチェックにも有効です。

5. 地域との融和

地域からの苦情等はないことが第一ですが、万一、あった場合、的確かつ迅速に対応することが必要です。また、地域活動に参加するなど日ごろの行動がお互いの信頼関係を育みます。地域住民との信頼関係が構築されていれば万一、事故が発生しても協力が得られるものです。

環境事故の防止のために何をしなければならないかは業種や規模、事業所の置かれた立場等によってさまざまです。貴社の実情にあった施策が推進されればと思います。

(参考)

公害防止の取り組み促進方策の今後のあり方について:環境省

公害防止ガイドライン:経済産業省、環境省

公害防止に関する環境管理の先行事例:経済産業省